

フードバンクさが 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は「フードバンクさが」という。

(事務所)

第2条 本会は事務所を 佐賀県佐賀市唐人1丁目1-14 よってこ十間堀に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、まだ食べられるのに捨てられる食品（食品ロス）の削減と有効活用できる循環型社会をめざし、フードバンク活動を通じて、地域福祉の向上や食の大切さ、地球環境の大切さを考え、食への感謝の気持ちを大事にする共助社会づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、個人情報管理に細心の注意を払い、次のことを行う。

- 1.食品流通の過程において生じる過剰生産、印字ミス、外包装の破損、流通ルールなどの理由で、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品を、企業・団体・個人から無償で寄贈をうけ、必要としている団体などに無償で提供。
- 2.子ども食堂、地域サロン、生活自立支援団体、社会福祉協議会、学習支援団体など、支援が必要な団体の情報収集。
- 3.フードバンク活動の普及啓発活動。
- 4.行政や他の支援団体と密接に連携し、効果的な支援をめざす。
- 5.その他本会の目的達成に必要な事項に関する事。

第3章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は次の4種とする。

- (1) 正会員（学生正会員を含む） この団体の目的に賛同して入会した個人で、総会での議決権を有する。

- (2) 賛助会員 この団体の事業を賛助するために入会した個人。
- (3) 賛助団体会員 この団体の事業を賛助するために入会した団体。
- (4) 特別賛助団体会員 この団体の事業を特別に賛助するために入会した団体。

(入会)

第6条 会員の入会については特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、代表が別に定める会員申込書により、代表に申し込むものとし、代表は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 反社会的勢力及び反社会的勢力と思われる団体または個人とのかかわりが判明した場合及びその疑いが持たれた場合
- (5) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、代表が別に定める退会届を代表に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この会則に違反したとき。
- (2) この団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別)

第12条 本会に次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 3名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 1名

【職務】

第13条 代表は本会を代表し、その業務を総理する。

2 副代表は代表を補佐し、代表が欠員の時は代表の職務を代行する。

3 会計は、決算書の作成、各種事業会計の出納事務処理をし、事務処理に関し必要な書類を管理する。

4 監事は、事業の執行状況、会計の監査を行い、総会で報告する。また重大な事案を発見した場合には、役員会の招集を請求、あるいは総会を招集することができる。

(任期)

第14条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(事務局)

第15条 役員会は必要に応じて役員執行を補助するための事務局として運営委員会を設けることができる。その運営については、別途役員会で定める。

第5章 総会

(種別)

第16条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第17条 本会の総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第18条 総会では以下の事項について議決する。

- 1 事業報告と決算報告

- 2 事業計画及び活動予算
- 3 会費の額
- 4 役員選任
- 5 解散、合併、会則の改廃等
- 6 その他運営に関する重要事項

(開催)

第 19 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 役員会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。
- (3) 第 13 条第 4 項の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 20 条 総会は、第 19 条第 2 項第 3 号の場合を除き、代表が招集する。

2 代表は、第 19 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 1 か月以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 21 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 22 条 総会は正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 23 条 総会における議決事項は、第 20 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要する場合は、当日出席者の 3 分の 2 以上の議決により議題とすることができる。

2 総会の議事は、この会則に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 役員又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとする。

(表決権等)

第 24 条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 22 条、第 23 条第 2 項、第 25 条第 1 項第 2 号及び第 40 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員はその議決に加わることができない。

(議事録)

第 25 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議に選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 役員会

(構成)

第 26 条 役員会は、役員をもって構成する。

(権能)

第 27 条 役員会は、この会則で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 28 条 役員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表が必要と認めた時。
- (2) 役員総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。
- (3) 第 13 条第 4 項の規定により、監事から召集の請求があったとき。

(招集)

第 29 条 役員会は、代表が招集する。

2 代表は、第 28 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 10 日以内に役員会を招集しなければならない。

(議長)

第 30 条 役員会の議長は、代表がこれに当たる。

(議決)

第 31 条 役員会の議事は、監事を除く役員の過半数をもって決する。

(表決権)

第 32 条 各役員の表決権は、平等なるものとする。

2 役員会の議決について、特別の利害関係を有する役員は、その議決に加わることができない。

(議事録)

第 33 条 役員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 役員総数、出席者数及び出席者名
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- 2 議事録を作成し、代表が署名、押印しなければならない

第 7 章 資産及び会計

(資産)

第 34 条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業から生じる収益
- (4) その他の収益

(資産の管理)

第 35 条 本会の資産は、代表が管理する。

(会計)

第 36 条 本会の会計は、正規の簿記の原則に従っておこなうものとする。

(事業計画及び予算)

第 37 条 本会の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表が作成し、総会の議決を経なければならぬ。

(事業報告及び決算)

第 38 条 本会の事業報告書、活動計画書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならぬ。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 39 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 8 章 会則の変更、解散、合併

第 40 条 次の事項については、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 会則の変更
- (2) 解散
- (3) 合併

第 9 章 公告の方法

第 41 条 本会の公告は、本会の掲示場に掲示する。

第 10 章 雑則

(細則)

第 42 条 この会則の施行について必要な細則は、役員会の議決を経て、代表がこれを定める。

附則

- 1 この会則は、本会設立の 2019 年 3 月 21 日から実施する。
- 2 本会の設立当初の事業年度は、第 39 条の規定にかかわらず、設立の日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。
- 3 本会の会費は、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員会費 (1 年間) 3,000 円
学生会員会費 (1 年間) 1,000 円
 - (2) 賛助会員会費 (1 年間) 2,000 円
 - (3) 賛助団体会費 (1 年間) 10,000 円
 - (4) 特別賛助団体会費 (1 年間) 100,000 円
- 4 2020 年 6 月 23 日一部を改め同日から施行する。